

〈様式及び記載例〉

設置計画履行状況報告書・補足説明資料（教職大学院）

横浜国立大学大学院 教育学研究科 高度教職実践専攻
【教職大学院】

国立大学法人横浜国立大学
令和4年5月1日現在

作成担当者	
担当部局（課）名	総務企画部総務企画課
職名・氏名	キカクチョウセイカカリチョウシイノ キヨシノ 企画調整係長 椎野 清
電話番号	045-339-3175
（夜間）	同上
e-mail	kikaku.chosei@ynu.ac.jp

目次

教育学研究科

<高度教職実践専攻>

ページ

1. 調査対象研究科等の令和4年度入学者・在学者の状況	・・・	1
2. 既存の教員養成系修士課程の状況	・・・	4
3. 設置の趣旨等を記載した書類の履行状況	・・・	5
4. 教育委員会等との調整内容の履行状況	・・・	26

1 調査対象研究科等の令和4年度入学者・在学者の状況

① 調査対象研究科等の令和4年度入学者の状況 (学校マネジメントプログラム)

区 分			幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考
現 職 教 員	教育委員会からの 派遣制度	神奈川県 教育委員会	0	2	0	2	0	2	2	0	8	
		横浜市 教育委員会	0	6	0	1	0	0	0	0	7	
		川崎市 教育委員会	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		相模原市 教育委員会	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	派遣制度以外	神奈川県内 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		神奈川県外 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜国立大学 附属学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		私立学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計		0	9	0	4	0	2	2	0	17		
学部新卒学生			0	0	0	0	0	0	0	0		
その他(社会人等)			0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計										17		

(教科教育・特別支援教育プログラム)

区 分			幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考
現 職 教 員	教育委員会からの 派遣制度	神奈川県 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		川崎市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		相模原市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	派遣制度以外	神奈川県内 公立学校	0	2	0	1	0	1	1	0	5	
		神奈川県外 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜国立大学 附属学校	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		私立学校等	0	0	0	0	1	1	0	0	2	
小 計		0	3	0	1	1	2	1	0	8		
学部新卒学生			1	19	0	33	0	34	4	0	35	
その他(社会人等)			0	0	0	1	0	1	0	0	1	
合 計										44		

(附属学校教育特別プログラム)

区 分		幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考
現 職 教 員	教育委員会からの 派遣制度	神奈川県 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
		川崎市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
		相模原市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
	派遣制度以外	神奈川県内 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	
		神奈川県外 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜国立大学 附属学校	0	2	0	1	0	0	0	0	3
		私立学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		0	2	0	1	0	0	0	0	3	
学部新卒学生		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他(社会人等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計										3	

② 調査対象研究科等の令和4年度在学者の状況

(学校マネジメントプログラム)

区 分		幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考	
現 職 教 員	教育委員会からの 派遣制度	神奈川県 教育委員会	0	2	0	2	0	2	2	0	8	
		横浜市 教育委員会	0	6	0	1	0	0	0	0	7	
		川崎市 教育委員会	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		相模原市 教育委員会	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	派遣制度以外	神奈川県内 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		神奈川県外 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜国立大学 附属学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		私立学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計		0	9	0	4	0	2	2	0	17		
学部新卒学生		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他(社会人等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計										17		

(教科教育・特別支援教育プログラム)

区 分		幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考	
現 職 教 員	教育委員会からの 派遣制度	神奈川県 教育委員会	0	1	0	0	0	1	0	0	2	
		横浜市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		川崎市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		相模原市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	派遣制度以外	神奈川県内 公立学校	0	5	0	1	0	2	2	0	10	
		神奈川県外 公立学校	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
		横浜国立大学 附属学校	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
		私立学校等	0	0	0	0	1	1	0	0	2	
小 計		0	8	0	1	1	5	2	0	17		
学部新卒学生		1	32	0	60	0	62	5	0	64		
その他(社会人等)		0	1	0	3	0	3	0	0	4		
合 計										85		

(附属学校教育特別プログラム)

区 分		幼稚園	小学校	義務教育 学 校	中学校	中等教育 学 校	高 校	特別支援 学 校	その他	計	備 考	
現 職 教 員	教育委員会からの 派遣制度	神奈川県 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		川崎市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		相模原市 教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	派遣制度以外	神奈川県内 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		神奈川県外 公立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜国立大学 附属学校	0	3	0	2	0	0	0	0	5	
		私立学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計		0	3	0	2	0	0	0	0	5		
学部新卒学生		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他(社会人等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計										5		

(注)・ コースや領域・プログラム等, 最小単位の区分ごとに表を作成してください。

- ・ 黄色セル部分は自動計算されますので, 手入力しないでください。
- ・ 現職教員については, 現在所属する, 休業・退職している場合は入学直前に所属していた学校種に基づいて計上してください。
- ・ 現職教員の区分は, 各大学の実態に合わせて, 適宜追加・削除してください。
- ・ 学部新卒学生・その他(社会人等)で教員免許を複数所持している場合は, 該当する校種(幼稚園～特別支援学校)の区分全てに記入し, 「計」欄には実数を記入してください。
- ・ 学部新卒学生・その他(社会人等)で教員免許を所持していない場合は, 「その他」に計上し, 備考欄にその旨が分かるように記載してください。
- ・ 現職教員・学部新卒学生・その他(社会人等)のいずれについても, 「その他」に分類される院生がいる場合は, 具体的な内訳を備考欄に記載してください。

2 既存の教員養成系修士課程の状況

【教育学研究科教育実践専攻(M)】

(単位:人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
入 学 者 数	現職教員					令和3年度から学生募集停止
	派遣制度	0	1	-	-	
	派遣制度以外	8	14	-	-	
	小計(a)	8	15			
	学部新卒学生(b)	53	44	-	-	
	その他(社会人等)(c)	28	24	-	-	
	計(d=a+b+c)	89	83			
	入学定員(e)	85	85	-	-	
	定員超過率(d/e)	105%	98%			

【教育学研究科教育支援専攻(M)】

(単位:人)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
入 学 者 数	現職教員					令和3年度から募集開始
	派遣制度	-	-	0	0	
	派遣制度以外	-	-	7	2	
	小計(a)			7	2	
	学部新卒学生(b)	-	-	3	4	
	その他(社会人等)(c)	-	-	7	9	
	計(d=a+b+c)			17	15	
	入学定員(e)	-	-	16	16	
	定員超過率(d/e)			106%	94%	

(注)・ 本表は既存の教員養成系修士課程における全ての専攻について作成してください。

必要に応じて表を追加してください。

- ・ 黄色セル部分は自動計算されますので、手入力しないでください。
- ・ 学生募集停止中の研究科・専攻等については、「-」を記入するとともに、「備考」に「平成〇年度から学生募集停止」と記入してください。

3 設置の趣旨等を記載した書類の履行状況

① 設置の趣旨及び必要性

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 教育上の理念、目的</p> <p>教員の経験年数に著しく偏りのある神奈川県内の学校では、従来のように、管理職やベテラン教員が中心となって指導技術などを伝授する形の教員の育成は困難な状況であり、職場における同僚性を生かした学びを支え合う関係の中での教員育成が急務であったため、平成29年度に本教職大学院を設置して以来、学校経営の中核として活躍できる中核の中堅教員の養成と学び続ける意欲を持ち積極的に学校づくりに参画できる若手教員の養成を行ってきた。</p> <p>これに加え、近年は教員の経験年数の均衡の崩れから指導主事の若年化が進み、教科の授業等への指導助言を適切に行うことのできる専門性を有する人材、国や地方の教育動向、教育法規等の幅広い知識やマネジメント能力を有する人材や、特別支援教育のニーズの高まりにおいて、特別支援学校や特別支援学級のみならず、一般学級においても特別支援教育の専門的なノウハウを有する人材の不足が課題として挙げられている。また、若年層の教員が増加する中で、確かな学力を育む教科教育の専門性と様々な教育活動を支える理論に基づいた幅広い知識を持つなど、若い世代の教員においても一定程度の力量を備え、学校づくりの一員として活躍できる新人教員の養成が必要であるため、以下二つの基本方針に基づき、これらの課題に対応できる教員を育成する。</p> <p>①神奈川県内の教育委員会と緊密に連携して神奈川県内の教育に貢献するとともに、神奈川県内の教育課題に対応できる人材を育成する。</p> <p>②実践者として学び続けることと研究能力を身に付けることを通して、教科等の専門的知識と高度な実践的指導力を備え、自ら教育実践上の問題を発見し、その解決に努める教員を育成するとともに、学校経営の視点も自覚しながら、同僚性を支える一員として、新しい学校づくりに積極的に参画できる教員を育成する。</p> <p>イ どのような教員を養成するのか。</p> <p>具体的には、目的に応じて以下のようにプログラム別で教員を養成する計画である。</p> <p>「学校マネジメントプログラム」</p> <p>本プログラムは神奈川県内の教育委員会から派遣された現職教員を対象とすプログラムであり、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を行う。</p> <p>「教科教育・特別支援教育プログラム」</p> <p>本プログラムは新規学部卒業者、及び社会人を対象とするプログラムであり、確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を行う教科教育領域と特別支援教育の充実を図る。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.2)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.1)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.2)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.1)参照(4) <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.2)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.1)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.2)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.1)参照(4)

② 教育課程の編成の考え方及び特色

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 教育課程の編成の考え方</p> <p>(1) 共通科目 (13科目)</p> <p>神奈川県のス쿨リーダーとして求められる基盤的な学修となるよう、共通5領域に該当する科目として、神奈川の教育課題から構成される必修3科目を含め、以下の13科目を開設する。なお、特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合には、共通5領域の(特)と記された科目を選択することとする。</p> <p>共通5領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の編成・実施に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント 2単位 特別支援教育のカリキュラムマネジメント(特) 2単位 ○教科等の実践的な指導方法に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 授業デザインの理論と実践 2単位 特別支援教育の授業デザイン(特) 2単位 EdTechを活用した授業の方法(神奈川の教育課題) 2単位 ○生徒指導、教育相談に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの理解と支援 2単位 インクルーシブ教育の理論と課題(特)(神奈川の教育課題) 2単位 ○学級経営、学校経営に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 学校マネジメントとリーダーシップ 2単位 学級経営・学級指導の理論と実践 2単位 特別支援学校の組織マネジメント(特) 2単位 教育改革の現状と神奈川の教育事情(神奈川の教育課題) 2単位 ○学校教育と教員の在り方に関する領域 <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターの役割と課題(特) 2単位 専門職としての教員の職能発達 2単位 <p>(2) 選択科目</p> <p>共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育むために選択科目を開設する。選択科目はプログラム共通選択科目とプログラム別選択科目に区分される。各選択科目は以下のとおりである。</p> <p>①プログラム共通選択科目(12科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「資質・能力」育成のための理論と実践 2単位 学びと授業づくりの心理学 2単位 特別活動の理論と実践 2単位 総合的な学習の理念とカリキュラム開発 2単位 グローバル化に対応した教育 2単位 人間社会と科学 2単位 情報モラルと著作権教育 2単位 消費者教育・ESDの理念と実践 2単位 幼児理解の理論と実践 2単位 学校健康教育 2単位 食教育の理論と実践 2単位 教職キャリア開発の方法 2単位 <p>②プログラム別選択科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校マネジメントプログラム選択科目(9科目) <ul style="list-style-type: none"> 教育相談体制とカウンセリング 2単位 スクールリーダーシップの事例研究 2単位 LESSNSTAディとアクションリサーチ 2単位 行政研修の企画・運営 2単位 学校運営と危機管理の実践 2単位 同僚性の構築に関する理論と実践 2単位 課題フィールドワーク 2単位 学校マネジメントの高度教育研究方法論 2単位 ●教科教育・特別支援教育プログラム選択科目(46科目) <ul style="list-style-type: none"> 国語の授業デザイン論と教材デザイン論 2単位 国語の教材デザイン論と実践Ⅰ(文字・言語) 2単位 国語の教材デザイン論と実践Ⅱ(文学・テキスト) 2単位 国語の高度教育研究方法論 2単位 社会系教科の授業デザイン論と教材デザイン論Ⅰ 2単位 社会系教科の授業デザイン論と教材デザイン論Ⅱ 2単位 社会系教科の高度教育研究方法論 2単位 生活科・総合の授業デザイン論と実践 2単位 生活科・総合の高度教育研究方法論 2単位 数学の授業デザイン論と実践 2単位 数学の教材デザイン論と実践 2単位 数学の学習指導と評価 2単位 数学の高度教育研究方法論 2単位 理科の授業デザイン論と実践 2単位 理科の教材デザイン論と実践 2単位 理科の高度教育研究方法論 2単位 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.3~p.5)参照(3) ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.3~p.5)参照(4) <p>学校マネジメントプログラム選択科目の充実のため、「学校のリーガルマインド」を追加した。(3)</p> <p>「学校のリーガルマインド」については、担当教員調整中のため未開講とした。(4)</p>

音楽の授業デザイン論と実践	2単位
音楽の教材デザイン論と実践	2単位
音楽の高度教育研究方法論	2単位
美術科の教材デザイン論と実践Ⅰ	2単位
美術科の教材デザイン論と実践Ⅱ	2単位
美術科の実践演習	2単位
美術科の高度教育研究方法論	2単位
保健体育の授業デザイン論と実践	2単位
保健体育の教材デザイン論と実践	2単位
保健体育の学習指導と評価	2単位
保健体育の高度教育研究方法論	2単位
技術の授業デザイン論と実践	2単位
技術の教材デザイン論と実践	2単位
技術の実践演習	2単位
技術の高度教育研究方法論	2単位
家庭科の教材デザイン論と実践Ⅰ	2単位
家庭科の教材デザイン論と実践Ⅱ	2単位
家庭科の学習指導と評価	2単位
家庭科の高度教育研究方法論	2単位
英語科の授業デザイン論と実践	2単位
英語科の教材デザイン論と実践	2単位
英語科の学習指導と評価	2単位
英語科の高度教育研究方法論	2単位
特別支援教育と評価(特)	2単位
特別支援教育実践演習Ⅰ(特)	2単位
特別支援教育実践演習Ⅱ(特)	2単位
特別支援教育の内容と実践A(特)	2単位
特別支援教育の内容と実践B(特)	2単位
特別支援教育の内容と実践C(特)	2単位
特別支援教育高度教育研究方法論(特)	2単位

(3) 附属学校教員特別プログラム専門科目(12科目)

附属学校教員が附属学校で行う実践研究活動(学部教育実習の指導、学校研究の推進、教科等の実践研究、学校研究や公開授業・研究会に関わる教材研究、授業研究、カリキュラム開発など)において計画、実施、省察の各段階を、実践の理論化、理論に基づく実践を体現するために以下の科目を開設する。

教育実習指導の実践研究	2単位
実践研究のマネジメントⅠ	2単位
実践研究のマネジメントⅡ	2単位
学校研究のための教材研究	2単位
学校研究のためのカリキュラム開発	2単位
学校研究のための授業研究	2単位
特別支援学校教育実習指導の実践研究(特)	2単位
特別支援教育実践研究のマネジメントⅠ(特)	2単位
特別支援教育実践研究のマネジメントⅡ(特)	2単位
特別支援学校研究のための教材研究(特)	2単位
特別支援学校研究のためのカリキュラム開発(特)	2単位
特別支援学校研究のための授業研究(特)	2単位

(4) 学校実習科目(11科目)

学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付けるために、以下の学校実習科目を開設する。

教育課題発見実地研究	2単位
教育課題解決実地研究	2単位
教職専門実地研究Ⅰ	5単位
特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ(特)	5単位
教職専門実地研究Ⅱ	5単位
特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ(特)	5単位
教職専門実地研究Ⅲ	6単位
教職専門実地研究Ⅳ	8単位
教職専門実地研究Ⅴ	10単位
授業改善実地研究	2単位
特別支援教育授業改善実地研究(特)	2単位

(5) 課題研究(8科目)

学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組むとともに教育実践研究を進める能力を身に付けるために、以下の課題研究を開設する。

学校課題解決研究A	2単位
学校課題解決研究B	2単位
学校課題解決研究Ⅰ	2単位
学校課題解決研究Ⅱ	2単位
学校課題解決研究A(特別支援教育)(特)	2単位
学校課題解決研究B(特別支援教育)(特)	2単位
学校課題解決研究Ⅰ(特別支援教育)(特)	2単位
学校課題解決研究Ⅱ(特別支援教育)(特)	2単位

カリキュラム・ポリシーに基づき、神奈川のスクールリーダーとして求められる基盤的な学修として「共通科目」（共通5領域、「神奈川の教育課題」に関する科目を含む）を置き、その共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育むため「プログラム共通選択科目」及び「プログラム別選択科目」を設定した。学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付けるため「学校実習科目」を置くとともに、学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組み教育実践研究を進める能力を身に付けるため「課題研究」を設定した。さらに現行の横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダードを見直し、より地域が求める教員養成・育成の在り方を反映させるために、県内4教育委員会の育成指標の観点をすべて網羅するよう改訂した。この新スタンダードに基づき教育課程を検討し策定した。

認可時の計画どおりに履行している。

- ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.1)参照
- ・横浜国立大学教員養成・育成スタンダード(添付資料③)参照(3)
- ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.1)参照
- ・横浜国立大学教員養成・育成スタンダード(添付資料③)参照(4)

③ 教員組織の編成の考え方及び特色

認可（設置）時の計画	履 行 状 況																																				
<p>ア 教員組織の編成の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務家教員の配置の考え方 本専攻は、「教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項について」に基づき、教育課程編成上は特定の教科は扱っておらず、特別支援教育を含んだ条件により、専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数は13名となる。ただし、各プログラムの教育責任を明確にするため、48名の専任教員を配置する。専任教員のうち、実務家教員として10名をカウントしているが、研究者教員の38名のうち16名は実務経験を有しており、学校現場での活動実績が直近の1年以内を含めて定期的であり、最新の教育事情を踏まえ、教育実践に関する高い指導力を持っていることがピアレビューによって評価された者である。研究者教員においても、十分な実務経験を併せ持つ教員を配置することで、理論と実践の往還を実現できる。 実務家教員のうち、みなし専任教員は6名、うち3名は神奈川県、横浜市、川崎市からの現職指導主事の派遣であり、連携により教育内容・方法の改善や指導体制の充実を図っている。他の3名は、教育委員会、学校管理職等を歴任した退職者である。また、学部との一貫性確保のために、新たに教科教育・特別支援教育プログラムを担当する専任教員35名は、学部とのダブルカウントとなる。更に、28名を兼任教員とする。 実務家教員であるみなし専任教員は各プログラムには所属せず、2つのプログラムにおける指導を横断的に担当する。うち3名の現職指導主事の派遣教員は教育委員会との連携の充実のための客員教授として、他の3名は連携協力校等との連携協力を密にするための連携教授として、それぞれの専門分野に関わる科目を担当する。 ・教員の年齢構成と定年規定 本学の定年は65歳である。 <p>イ 教員組織の編成の特色</p> <p>開設する科目は、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会からの要望に基づいて構成されている。開設するそれぞれの科目は、優れた専門性を持つ研究者教員と、連携する教育委員会や学校現場における豊かな実務経験を持つ実務家教員とが協働して行うことを原則とする。科目の内容によっては1人で担当、あるいは複数の実務家教員によって担当するものもある。実習科目、課題研究は、複数教員での協働による指導を基本とする。なお、共通科目と実習科目は、専任教員（みなし専任を含む）が担当する。</p> <p>なお、教科教育・特別支援教育プログラムは、サブグループごとの定員を設けておらず、入学者選抜の段階で調整を行ったとしてもサブグループごとに偏りが生じる可能性がある。教科に関わる指導については、先に述べたように教育実践に関する高い指導力を持った研究者教員38名（うち実務経験を有する教員16名）に加え、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、グループを超えた柔軟な指導体制をとることによって、教育の質を落とすことなく指導する。</p> <p>実習巡回指導についても、研究者教員と実務家教員による複数での指導が前提となるが、研究者教員のうち実務経験を有する教員16名は、「各専門の研究的学び」を超えて、教育方法、生徒指導・生徒理解、学級・学年・学校マネジメント、更には教師の資質能力論まで、「理論と実践を融合する」かたちで、「実践内容の意味付けや構造化」を図り、実習活動の俯瞰性を高め、「横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード」に基づいた指導を行うという役割を担う。また、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、補充するなど、柔軟な対応をとる。これらの実務家教員は、教員経験に加え、指導主事、管理職等の経験があり、教科を超えた指導が可能である。更に、実務家の採用にあたり、県内にある4つ地域の教育委員会を考慮した計画的な配置を進めており、各校種（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）をもカバーできる体制となっている。</p> <p>ウ 実務家教員と研究者教員の配置の比率の考え方 記載なし。</p> <p>エ 専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧 記載なし。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>なお、認可時の専任教員は48名、実務家教員は10名であったが、教育研究充実のため、実務家専任教員1名、兼任教員4名を令和3年4月に採用し、専任教員49名、うち実務家教員11名、兼任教員32名、となり、教職大学院担当教員は合計81名となった。(3)</p> <p>令和4年には、専任教員49名、うち実務家教員12名、兼任教員34名、となり、教職大学院担当教員は合計83名となった。(4)</p> <p>教員の年齢構成は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="826 857 1137 1149"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度 (3)</th> <th>2022年度 (4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>60～69歳</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td>32</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>60～69歳</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>81</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>研究者教員が1名（うち実務の経験がある教員1名）減となったが、実務家教員1名を増員した。(4)</p> <p>専任教員の内訳は実務家教員11名、研究者教員38名の49人。 専任教員数における実務家教員の割合は、29%。(3)</p> <p>専任教員の内訳は実務家教員12名、研究者教員37名の49人。 専任教員数における実務家教員の割合は、24%。(4)</p> <p>専任教員授業担当科目一覧(添付資料④)参照(3) 専任教員授業担当科目一覧(添付資料④)参照(4)</p>		2021年度 (3)	2022年度 (4)	専任	49	49	30～39歳	2	1	40～49歳	16	15	50～59歳	16	16	60～69歳	15	17	兼任	32	34	30～39歳	4	4	40～49歳	12	13	50～59歳	12	12	60～69歳	4	5	総計	81	83
	2021年度 (3)	2022年度 (4)																																			
専任	49	49																																			
30～39歳	2	1																																			
40～49歳	16	15																																			
50～59歳	16	16																																			
60～69歳	15	17																																			
兼任	32	34																																			
30～39歳	4	4																																			
40～49歳	12	13																																			
50～59歳	12	12																																			
60～69歳	4	5																																			
総計	81	83																																			

④ 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 標準修了年限、履修科目の年間登録上限、修了要件、既修得単位の認定方法、成績評価の方法等</p> <p>標準修業年限は、現職教員学生及び学部新卒学生ともに2年間とする。ただし、学校マネジメントプログラムにおける県内教育委員会からの現職教員派遣について、県内教育委員会からの強い要望により現職教員の履修の便宜等に配慮し、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者のうち、学校実習科目6単位分を免除することのできる教職経験をもつ者については、審査の上、短期履修(1年)を認める。履修登録の上限は、年間で40単位とする。また教科教育・特別支援教育プログラムでは、現職教員や附属学校教員が勤務しながら無理なく学ぶことができる長期履修制度の導入、実習科目免除、長期休業期間中の開講、夜間開講、土日祝日開講、e-learning等を行う。なお、小学校免許取得プログラムの1種免許取得プログラムは標準修業年限3年とする。</p> <p>修了要件は、下記の履修基準を満たし、合計46単位以上修得し、GPAの基準(2.0以上であること)を満たし、教育実践研究報告書の審査に合格することとする。なお短期履修を認められた者については、合計修得単位数40単位以上、学習達成度評価委員会の審査において1年次終了段階で2年終了時に達成すべき水準に達していることとし、修了後も教育委員会による研修会等での報告、1年後の成果報告会での取組全体の振り返りと成果報告を行うこととする。</p> <p>イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等</p> <p>学生は、各科目を通しての学びとリフレクションを教職大学院で独自に開発したeポートフォリオに蓄積する。教員はシラバスに記載した評価方法に基づき評価を行うと同時に、eポートフォリオに記述された内容、自己評価等を参照し、各科目に関連する教職大学院教員養成・育成スタンダードの項目の達成度についても評価する。</p> <p>学生自らが明確な意図と達成目標を持った課題設定をして、時間をかけて課題解決を探究する経験をするのは、教職大学院における学びを統合するものとして非常に重要な役割を果たす。これによって、学校実践の現場における課題を自ら発見し、講義や実習等での学びに基づいて課題解決を行うことが可能となる。課題研究科目「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」では、実習の報告や省察を行い、その結果を最終的には学校課題研究報告書としてまとめる。</p> <p>修了は、単位数、必修科目の取得及びGPAの基準を満たしていることを確認のうえ、学校課題研究報告書の提出及び教職大学院研究成果報告会における発表を課題研究の主担当教員及び副担当教員が審査する。さらに、高度教職実践専攻運営委員会において、教職大学院教員養成・育成スタンダード(再掲、付属資料4・横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版)に基づき、本専攻の目標が達成されていることを総合的に確認する。最終的には、「研究科教授会」の議を経て修了を判断する。</p> <p>ウ 実践的な教育を行うための授業の工夫</p> <p>各授業科目は、講義での理論的整理、演習での事例研究やワークショップ、連携協力校での実証授業や参加観察等で構成し、分析・省察を通じた理論的裏付けに基づく知見の整理といった往還の過程をたどることで理論と実践の融合を図る。学生の主体的・能動的な学びを重視し、グループ討議、ワークショップ、シミュレーション、事例研究、模擬授業等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。また授業では、連携協力校に加え、先進的、特色のある取り組みを行っている学校において、フィールドワーク、授業観察・分析を行う。その他、ICTを積極的に活用し、反転学習等のフレンドリー・ラーニングも導入する。発展的な学修として、教員と学生が協力して、教育課題の解決方法を探るプロジェクト研究を行うことにも取り組む。</p> <p>エ 現職教員学生と学部新卒学生の合同教育を行う場合の工夫</p> <p>学校マネジメントプログラムは現職教員学生のみであり、教科教育・特別支援教育プログラムは学部新卒学生と現職教員学生で構成される。しかし、共通科目、プログラム共通選択科目は、プログラムを超えての履修科目である。現職教員学生と学部新卒学生がともに学修する機会を設定することで、双方の学びの深まりを促す。</p> <p>現職教員学生と学部新卒学生がともに学修することは、現職教員学生にとっては自分の実践を新たに見直す機会になり、学部新卒学生にとっては学び続ける教員のロールモデルを目の当たりにすることとなって、ともに実践上の課題に取り組む機会となる。また県内の各地域、校種の現職教員学生が幅広い課題を持ち寄りともに検討することによる「水平的学習」と、現職教員学生と学部新卒学生の間の支援と学習モデル化から成立する「垂直的学習」の二軸の学習を、演習や実習の場において展開する。</p> <p>特に、プログラム別選択科目においても、各プログラムの最低修得単位数を超える分については、プログラムを超えて選択可能としている。このことによって、各自の学びの目的に沿った履修を促し、現職教員学生と学部新卒学生が効果的に学び合う場を積極的に醸成する。</p> <p>なお、現職教員学生と学部新卒学生が同じ授業を受講する場合、経験や能力の違いを踏まえて到達目標と評価基準はそれぞれに設定し、個々の学生の経験値や習得状況に応じた指導を行う。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.6～p.17参照)(3) ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.6～p.17参照)(4) <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照、2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.16～p.17)参照 ・横浜国立大学教員養成・育成スタンダード(添付資料③)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照、2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.16～p.17)参照 ・横浜国立大学教員養成・育成スタンダード(添付資料③)参照(4) <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.3～p.18)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.3～p.18)参照(4) <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.3～p.4)参照(3) ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.3～p.4)参照(4)

オ 1年コースや長期コースを設定する場合の理念、方策

学校マネジメントプログラムでは、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を目指しており、県内の各教育委員会から、中堅教員や管理職・指導主事の候補者がより修学しやすいシステムづくりを協働して進めることについて強い要望がある。そこで、1年間の履修でも2年間の履修と同等以上の成果が見込めるよう短期履修のプログラムを工夫し、教員の短期履修に対応する。

現職教員の出願資格として、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者という条件を設定し、教育委員会からの派遣命令による者及び自ら修学を希望する者(大学院修学休業制度等によるものを含む)を各教育委員会で選考し、大学での選抜を経て入学させる。

この条件を満たす教員には、授業研究や教材開発、学級・学年経営、児童生徒指導や教育相談、学校研究や教員研修等に関する実務経験及び研究業績に加え、主幹、主任としての実務経験等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、「教職専門実地研究Ⅲ」を免除することができる実務経験を有しているかについて、口述試験終了後面接を行い、「短期履修」の可否について審査を行う。この教育実践研究履歴申告書に基づいた面接において、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等について判断する。

大学院就学中においても、教育委員会と連携し、学校実習時に指導教員が訪問指導を行う際、派遣元教育委員会の担当者が同行する機会を設定するなど、学校実習における現職教員学生の実践的な取組みを確認する。

修了は、単位数、必修科目の取得及びGPAの基準を満たしていることを確認のうえ、教育実践研究報告書の提出及び教職大学院研究成果報告会における発表を課題研究の主担当教員及び副担当教員が審査すると共に派遣元教育委員会担当者を含む学習達成度評価委員会において、1年次終了の段階で2年次終了時に達成すべき水準に達しているかについて審査する。さらに、高度教職実践専攻運営委員会において、教職大学院教員養成・育成スタンダード(再掲、付属資料4:教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版)に基づき、本専攻の目標が達成されていることを総合的に確認する。最終的には、「研究科教授会」の議を経て修了を判断する。

修了後も、連携協力校として連携を継続することにより、教育委員会と教職大学院の協働による学校課題解決への支援及び修了生へのフォローアップを行い、1年後の教職大学院研究成果報告会において、修了後の連携協力校(ただし、履修終了後に異動があった場合には、異動後の職場)における取組と成果について報告することを修了生に義務付ける。

カ 現職教員に対する実習免除の基準等

・実施の有無

実施する。

- ・実習を免除する現職教員学生の教職経験を設定した考え方
- ・教職経験と実習により修得させようとする内容との相関性
- ・免除のプロセス
- ・教職経験の評価方法、評価体制

以下のとおり

現職教員学生を対象に、実習の免除を行う。審査は、免除の対象となる学校実習科目の到達目標に基づいた観点によって評価する。それぞれの学校実習科目の到達目標を、これまでの実務経験及び研究業績で達成しているかどうかを審査の上、免除する単位数を決定する。

●学校マネジメントプログラム

出願要件は、現職教員(教育行政機関の職員を含む)で、教員免許状(一種)を有し、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験などを有する者となっており、実習免除は入学者試験選抜において、学校マネジメントプログラムの専任教員が、「教育実践研究履歴申告書」に基づいて「短期履修」の可否及び実習免除の可否について同時に審査する。

免除の対象となる学校実習科目は、「教職専門実地研究Ⅲ」(6単位)である。

●教科教育・特別支援教育プログラム現職教員選抜

出願要件は、現職教員(教育行政機関の職員を含む)で、教員免許状(一種)を有し、3年以上の教職経験を有する者としている。教育課程の編成及び実施、教科等の実践的な指導や評価、教材開発、授業研究、学校研究、教員研修等に関する実務経験及び研究業績等について、所属長が確認した「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、免除することができる実務経験を有しているかについて面接を行う。面接は、入学者選抜試験において、口述試験終了後に引き続き、教科教育・特別支援教育プログラムの専任教員が担当する。

免除の対象となる学校実習科目は、「教職専門実地研究Ⅳ」(8単位)である。

●附属学校教員特別プログラムの出願要件

本学附属学校に勤務し、現職経験3年以上となっている。免除の対象となる学校実習科目は「教職専門実地研究Ⅴ」(10単位)であり、「教育実践研究履歴申告書」は教科教育・特別支援教育プログラムと共通である。

- ・実習免除の基準
- ・免除のために提出させる書類

以下のとおり

認可時の計画どおりに履行している。

- ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照
- ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.11, p.15)参照
- ・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 学校マネジメントプログラム【派遣教員選抜】(添付資料⑤-1, p. I-1~ I-5)参照
- ・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 教科教育・特別支援教育プログラム【一般選抜】・【現職教員選抜】(添付資料⑤-2, p. I-9)参照
- ・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 附属学校教員特別プログラム【附属学校教員特別選抜】(添付資料⑤-4, p. I-8)参照(3)
- ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照
- ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.11, p.16)参照
- ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 学校マネジメントプログラム【派遣教員選抜】(添付資料⑤-1, p. I-1~ I-5)参照
- ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 教科教育・特別支援教育プログラム【一般選抜】・【現職教員選抜】(添付資料⑤-2, p. I-9)参照
- ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 附属学校教員特別プログラム【附属学校教員特別選抜】(添付資料⑤-4, p. I-8)参照(4)

認可時の計画どおりに履行している。

なお、計画時には、入学者選抜試験実施時においてのみ免除審査をすることとなっていたが、入学後にも同様の審査書類・審査体制により免除審査を実施することとした。(3)

現職教員学生を対象にした実習の免除は、「教育実践研究履歴申告書」の提出を求め、入学者選抜試験において、免除することができる実務経験を有しているかの面接を行う。
教育実践研究及び実務の状況については、入学者選抜試験出願時、「教育実践研究履歴申告書」に以下に示す項目を記載させ、教育実践研究履歴のうち代表的な報告書等(原本またはコピー)3点～5点以内を提出させる。
「教育実践研究履歴申告書」の書類審査及び面接時の評価については、以下に示す観点から、それぞれの学校実習科目の到達目標を、これまでの実務経験及び研究業績で達成しているかどうかを審査する。

●学校マネジメントプログラム

○「教育実践研究履歴申告書」の記載項目

- (1)教育課程の編成及び実施に関わった実務経験・研究業績について
 - (2)教科等の実践的な指導や評価、教材開発に関する実務経験・研究業績について
 - (3)児童・生徒指導や教育相談に関する実務経験・研究業績について
 - (4)学級経営・学年経営に関する実務経験・研究業績について
 - (5)校務分掌等の学校の中で担う役割に関する実務経験・研究業績について
 - (6)その他、授業研究、学校研究、教員研修等特筆すべき実務経験・研究業績について
- 面接時の評価の観点
- (1)これまでの経験をいかして、自らの強みを活かした授業実践を提案、実施することができる。
 - (2)理論と実践を結びつけながら実践を行い、それにより自らの課題を明らかにし、その解決に取り組むというサイクルを実施できる。
 - (3)今日の教育課題や新たな教育方法を意識した授業実践ができる。
 - (4)リーダーとして学年全体を視野にいれた学級経営を行うことができる。
 - (5)学年のリーダーとして積極的に学年経営に関わることができる。
 - (6)校内のリーダーとして他の教師と連携して児童・生徒指導を行うことができる。
 - (7)校務分掌に関して、校内のリーダーとして若手教師と共に実践することができる。
 - (8)教科のリーダーとして教科経営を行うことができる(中学校・高等学校の場合)。

●教科教育・特別支援教育プログラム及び附属学校教員特別プログラム

○「教育実践研究履歴申告書」の記載項目

- (1)教育課程の編成及び実施に関わった実務経験・研究業績について
 - (2)教科等の実践的な指導や評価、教材開発に関する実務経験・研究業績について
 - (3)その他、授業研究、学校研究、教員研修等特筆すべき実務経験・研究業績について
- 面接時の評価の観点
- (1)これまでの経験をいかして、自らの強みを活かした授業実践を提案、実施することができる。
 - (2)理論と実践を結びつけながら実践を行い、それにより自らの課題を明らかにし、その解決に取り組むというサイクルを実施できる。
 - (3)今日の教育課題や新たな教育方法を意識した授業実践ができる。

・免除の判定方法及び判定する組織・体制

●学校マネジメントプログラム

入学者試験選抜において、学校マネジメントプログラムの専任教員が、「教育実践研究履歴申告書」に基づいて「短期履修」の可否及び実習免除の可否について同時に審査する。

●教科教育・特別支援教育プログラム及び附属学校教員特別プログラム
入学者選抜試験において、口述試験終了後に引き続き、教科教育・特別支援教育プログラムの専任教員が担当する。

・入学希望者や学生に対する周知内容、周知方法

広報媒体は、1. ウェブサイト、2. パンフレット・広報紙、3. ガイダンス・入学相談会等の開催を予定しており、これらを通じて積極的な情報発信に努める。

・免除の実績及びそれが教育効果に与えている影響の分析・検証

・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 学校マネジメントプログラム【派遣教員選抜】(添付資料⑤-1中の出願書類様式④-1、④-2)参照
・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 教科教育・特別支援教育プログラム【一般選抜】・【現職教員選抜】(添付資料⑤-2中の出願書類様式④-1、④-2)参照
・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 附属学校教員特別プログラム【附属学校教員特別選抜】(添付資料⑤-4中の出願書類様式④-1、④-2)参照(3)

・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 学校マネジメントプログラム【派遣教員選抜】(添付資料⑤-1中の出願書類様式④-1、④-2)参照
・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 教科教育・特別支援教育プログラム【一般選抜】・【現職教員選抜】(添付資料⑤-2中の出願書類様式④-1、④-2)参照
・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 附属学校教員特別プログラム【附属学校教員特別選抜】(添付資料⑤-4中の出願書類様式④-1、④-2)参照(4)

入学者選抜試験において、口述試験に引き続き、3名の面接官で面接・審査をした後、改組準備委員会及び代議員会にて入学者選抜試験と同様の体制で審議を行った。(3)

入学者選抜試験において、口述試験に引き続き、3名の面接官で面接・審査をした後、高度教職実践専攻運営委員会及び代議員会にて入学者選抜試験と同様の体制で審議を行った。(4)

現職教員派遣について、県内教育委員会からの強い要望により現職教員の履修の便宜等に配慮し、平成29年度の開設時より、実習免除を行ってきた。

その結果、令和元年度末までに41名の修了生を送り出してきた。修了生においては、神奈川県内の教育委員会において指導主事として教科指導、生徒指導、特別支援教育、教員研修等の企画立案等に当たったり、主幹教諭や総括教諭の立場から校内のミドルリーダーとして管理職を補佐し学校運営に当たったりするなど、神奈川県内の教育行政や学校現場での中核的な人材として活躍している。

なお短期履修を認められた者については、合計修得単位数40単位以上、学習達成度評価委員会の審査において1年次終了段階で2年終了時に達成すべき水準に達していることとし、修了後も教育委員会による研修会等での報告、1年後の成果報告会での取組全体の振り返りと成果報告を行うこととする。

・実習の免除基準に達している学生が、実習の履修を希望した場合の取扱い記載なし。

- 学校マネジメントプログラム(派遣教員選抜)
6単位免除:令和3年度15名, **令和4年度17名**
- 教科教育・特別支援教育プログラム(現職教員選抜)
8単位免除:令和3年度9名, **令和4年度8名**
- 附属学校教員特別プログラム(附属学校教員選抜)
10単位免除:令和3年度3名, **令和4年度3名**

効果・影響については組織改編後の初年度で修了者がまだいないため、来年度検証する予定であるが、組織改編前の実習免除者については、全て短期履修であったため、令和2年度末までに54名の実習免除による修了生を送り出し、神奈川県内の教育委員会において指導主事として教科指導、生徒指導、特別支援教育、教員研修等の企画立案等に当たったり、主幹教諭や総括教諭の立場から校内のミドルリーダーとして管理職を補佐し学校運営に当たったりするなど、神奈川県内の教育行政や学校現場での中核的な人材として活躍しているため、今後も同様の効果が見込まれると思われる。(3)

令和3年度末に実習免除による短期履修での修了者を15名送り出した。改組以前の修了生と同様、神奈川県内の教育委員会において指導主事として教科指導、生徒指導、特別支援教育、教員研修等の企画立案等に当たったり、主幹教諭や総括教諭の立場から校内のミドルリーダーとして管理職を補佐し学校運営に当たったりするなど、神奈川県内の教育行政や学校現場での中核的な人材として活躍することが見込まれる。(4)

該当者なし。

⑤ 既存の学部（修士課程）との関係

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>現在の教育実践専攻(定員85名)、高度教職実践専攻(教職大学院)(定員15名)からなる教育学研究科を、高度教職実践専攻(教職大学院)(定員60名)、教育支援専攻(心理支援コース、日本語教育コース)(定員16名)に改組する。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

⑥ 入学者選抜の概要

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 入学者選抜の概要(選抜方法、選抜体制等)</p> <p>A日程・B日程・C日程の3回、以下の選抜方法により実施する。ただし、以下*の選抜についてはA日程のみ実施する。</p> <p>●学校マネジメントプログラム 派遣教員選抜(教育長推薦、現職経験10年以上) ・口述試験及び書類審査(面接調査書、教育課題研究計画書) ※口述試験終了後、申請者には短期履修の可否に関する面接を行う。</p> <p>●教科教育・特別支援教育プログラム</p> <p>①学内特別選抜*(教育学部、飛び入学を含む)(他学部) ・口述試験(模擬対応、模擬授業を含む) ・書類審査(成績、推薦書、面接調査書、学校課題研究計画書)</p> <p>②連携大学特別選抜*(大学(学部)推薦) ・口述試験(模擬対応、模擬授業を含む) ・書類審査(成績、推薦書、面接調査書、学校課題研究計画書)</p> <p>③一般選抜 ・口述試験(模擬対応、模擬授業を含む) ・小論文(今日的な教育課題に関する問題) ・書類審査(成績、面接調査書、学校課題研究計画書)</p> <p>④現職教員選抜(現職経験3年以上) ・口述試験及び書類審査(面接調査書、教育課題研究計画書) ※口述試験終了後、申請者には実習免除の可否に関する面接を行う。</p> <p>④附属学校教員特別選抜*(附属学校教員特別プログラムを対象)(現職経験3年以上) ・口述試験及び書類審査(面接調査書、教育課題研究計画書) ※口述試験終了後、申請者には実習免除の可否に関する面接を行う。</p> <p>イ アドミッション・ポリシー</p> <p>理論と実践の往還に基づいて、学校マネジメントを担い学校や地域の教育活動においてリーダーとなる教員(スクールリーダー)の育成と、学び続ける意欲を持ち積極的に学校づくりに参画できる若手教員の養成を使命とし、神奈川の教育に貢献しようとする次のような人々を求めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授業づくりや学級・学年経営等に関する基本的な知識を持ち、学校や地域の教育課題解決に向けて積極的に努力し学び続けようとする高い志を有する教員。 2 教員免許を有する者で神奈川県内の教員を志し、自らの課題意識を持ち、理論に裏打ちされた実践力を高め、同僚と協働しつつ生涯にわたって学び続ける意欲を有する者。 <p>ウ 現職教員受入れのための具体的方策</p> <p>学校マネジメントプログラムは、教育委員会からの現職教員派遣のみとする。政令指定都市3市を擁する神奈川県では、現職教員の大学院派遣は、県内4教育委員会からそれぞれに行われている。これまでの実績として、神奈川県教育委員会からは毎年8名、横浜市教育委員会から3名、川崎市教育委員会から1名、相模原市教育委員会からは隔年1名が派遣されている。令和3年度改組に向けて各教育委員会と協議を重ね、以下のような本学教職大学院に特化した推薦派遣枠の維持・増員を検討している。</p> <p>神奈川県教育委員会 派遣教員数・・・8名(12名に増員検討中) 横浜市教育委員会 派遣教員数・・・5名(増員確定) 川崎市教育委員会 派遣教員数・・・1名(増員検討中) 相模原市教育委員会 派遣教員数・・・隔年1名(増員検討中) 合計 ……14名程度</p> <p>これまでの確かな派遣実績に加え、過去3年間の本学教職大学院の教育実績と県内教育委員会との信頼関係の構築が進んだことにより各委員会からの派遣者の増員が検討されていることから、学校マネジメントプログラムでは現状で14名程度の現職教員派遣を見込んでいるが、今後さらに派遣数が増加する可能性が高い。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4)参照(3) ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4)参照(4)</p> <p>・入学者数は以下のとおりである。 令和3年度 60名 ●学校マネジメントプログラム15名 (派遣教員選抜15名) ●教科教育・特別支援教育プログラム 42名 (一般選抜23名、現職教員選抜9名、学内特別選抜7名、連携大学特別選抜3名) ●附属学校教員特別プログラム 3名 (附属学校教員特別選抜 3名)(3)</p> <p>令和4年度 64名 ●学校マネジメントプログラム17名 (派遣教員選抜17名) ●教科教育・特別支援教育プログラム、44名 (一般選抜25名、現職教員選抜8名、学内特別選抜8名、連携大学特別選抜3名) ●附属学校教員特別プログラム 3名 (附属学校教員特別選抜 3名)(4)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.8)参照 ・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4、各目次)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.8)参照 ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4、各目次)参照(4)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 令和3年度については、計画時よりも派遣教員が1名増え、15名となった。(3) 令和4年度については、計画時よりも派遣教員が3名増え、17名となった。(4)</p>

現職教員に向けた広報活動としては、これまでと同様、本学ホームページなどの活用のほか、パンフレットを作成するなどして、全国の大学、各教育委員会や校長会を通じ、本専攻の紹介に努めていく。また、連携協力校等における種々の研修の場においても、研修に参加する近隣の学校現場の教員などにも広く周知を図っていく。

附属学校教員特別プログラムの制度を利用し教職大学院に派遣される現職教員は3名であり、これは各附属学校と派遣元の各教育委員会との合意が得られている。

エ 学部新卒者受入れのための具体的方策

認可時の計画どおりに履行している。

学部新卒生や既卒者向けの広報活動としては、本学ホームページの活用のほか、学部内オリエンテーション、教育学研究科の説明会、各連携大学での説明会、各教育委員会が実施している教師塾等での広報に努める。さらに高大接続改革の一環として、オープンキャンパスでの広報に努めていくこと、また、本学と連携関係にある県立光陵高等学校や横浜市立桜丘高等学校等を土台にし、教職大学院の存在を意識させた教員養成に関するキャリア教育を高校生の段階から実施する取り組みの検討を進めているほか、本学及び各連携大学3年次生以上には、ワークショップの開催や教職大学院学校課題解決研究中間報告会・同成果報告会への積極的な参加を促し、早い段階で本学教職大学院への進学意欲の醸成を図っていく。

⑦ 取得できる免許状

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 取得できる免許状</p> <p>現在取得している教員免許状（一種）を基礎に、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭（各教科）、高等学校教諭（各教科）、養護教諭、栄養教諭、特別支援学校教諭、の専修免許状を取得できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭専修免許状 ・小学校教諭専修免許状 ・中学校教諭専修免許状 <p>国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、保健、職業、職業指導、宗教、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国語・朝鮮語、アラビア語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教諭専修免許状 <p>国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、工業、家庭、英語、保健、看護、情報、農業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、宗教、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国語・朝鮮語、アラビア語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭専修免許状 ・栄養教諭専修免許状 ・特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者） 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>本専攻では、出願要件として教員免許状（一種）を取得見込みである学部新卒生等、あるいは現職教員以外で既に教員免許状（一種）を取得している者と定めている。</p>

⑧ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の特例を実施する場合

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 修業年限 2年</p> <p>イ 履修指導の方法 1年次はフルタイムで就学し、2年次は在籍校に勤務しながら夜間・休日等において単位修得、課題研究の指導を受ける制度を設ける。 平日に加えて土、日曜日及び祝日にも授業を開講し、いずれの曜日も授業は昼夜間開講とする。さらに長期休業中等に短期間で実施される集中講義の開講や遠隔講義を実施し、現職教員でもそれぞれの勤務スタイルに合わせた形で履修が行えるカリキュラムを提供する。 また、日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間を実施し、附属図書館及び情報基盤センター等の利用を勧めるほか、メールなどによる情報交換を通して、有効な指導を行う。</p> <p>ウ 授業の実施方法 授業は昼夜間開講とし、さらに必要に応じて集中授業や遠隔講義を開講する。これによって、教員として勤務しながら通学する場合でもそれぞれの勤務実態に合わせた形での履修を可能とする。</p> <p>エ 教員の負担の程度 高度教職実践専攻の担当教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。そのため、夜間や土、日曜日及び祝日、あるいは長期休業中の集中授業や遠隔講義については、時間及び時期の調整を行うなど過重な負担が生じないような工夫を施す。 なお、土、日曜日及び祝日に開講する場合は、振替休日制度を利用する。</p> <p>オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な教員の配置 附属図書館は、土、日曜日及び祝日において利用可能である。開館時間を考慮して、文献の検索や複写の利用ができるようにし、教育・研究に支障がないような配慮を行う。学生が使用する情報機器は、附属図書館の他、教職大学院内に現職教員学生が常時利用できる台数を設置し、利用に支障が生じないように対応する。 心身の健康相談については、学内の保健管理センターのメール相談が常時利用可能である。加えて学部内の学生相談、ハラスメント相談も利用可能であり、学生の心身の健康には十分な配慮を行う。 事務体制については、夜間開設を行うほか、電子メール及び電話等での連絡体制を取り、14条特例によって就学に支障を来さないような体制を整える。</p> <p>カ 入学者選抜の概要 教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員に含まれるものとする。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。 ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.11)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.11)参照(4)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 ・2021年度横浜国立大学教職大学院(教育学研究科高度教職実践専攻)授業時間割表(添付資料⑥)参照(3) ・2022年度横浜国立大学教職大学院(教育学研究科高度教職実践専攻)授業時間割表(添付資料⑥)参照(4)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。 ・2021年度横浜国立大学教職大学院(教育学研究科高度教職実践専攻)授業時間割表(添付資料⑥)参照(3) ・2022年度横浜国立大学教職大学院(教育学研究科高度教職実践専攻)授業時間割表(添付資料⑥)参照(4)</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 専任教員の配置、教員の移動への配慮</p> <p>イ 学生への配慮</p> <p>ウ 施設設備、図書</p> <p>エ 開設科目名及び開設科目ごとにおける対象の学生数</p>	<p>〈校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うに当たっては、告示の要件を満たすものであることを具体的に記載すること〉</p> <div data-bbox="550 1585 896 1680" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px; font-size: 24px; font-weight: bold;">該当なし</div> <p>〈施設・設備の概要、利用計画、利用状況等を記載すること〉</p>

⑩ 現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 開講科目</p>	<p>〈校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うに当たっては、</p>

告示の要件を満たすものであることを具体的に記載すること

イ 教育研究環境, 施設設備, 図書

〈施設・設備の概要, 利用計画, 利用状況等を記載すること〉

該当なし

ウ 教員の移動

エ 受入れ学生数

⑪ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 実施場所、実施方法、学則における規定等 「大学院設置基準」第14条による教育方法の特例への対応として、遠隔講義を実施する。</p> <p>イ 開設科目名 記載なし。</p> <p>ウ 開設科目ごとにおける対象の学生数 記載なし。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>テレビ会議システムを利用した双方向またはオンデマンド形式等による一方による遠隔授業やメールでの指導、対面と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド型授業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学大学院学則第9条第3項(添付資料⑧)参照 ・横浜国立大学学則第38条(添付資料⑨)参照(3) ・横浜国立大学大学院学則第9条第3項(添付資料⑧)参照 ・横浜国立大学学則第38条(添付資料⑨)参照(4) <p>・2021年度横浜国立大学教職大学院 遠隔授業実施科目一覧(添付資料⑦)参照(3)</p> <p>・2022年度横浜国立大学教職大学院 遠隔授業実施科目一覧(添付資料⑦)参照(4)</p> <p>・2021年度横浜国立大学教職大学院 遠隔授業実施科目一覧(添付資料⑦)参照(3)</p> <p>・2022年度横浜国立大学教職大学院 遠隔授業実施科目一覧(添付資料⑦)参照(4)</p>

⑫ 管理運営の考え方

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>教育学研究科教授会の下に、高度教職実践専攻運営委員会を置く。高度教職実践専攻運営委員会には委員長を置き、高度教職実践専攻運営委員会は、教職大学院の人事、予算、カリキュラム、入試等の事項を審議する。このほか、教職大学院の専任教員全員(みなし専任教員を含む)で構成する「全体会議」を置き協議を行うとともに、全体に関わる事項は研究科教授会において審議を行う。</p> <p>ア 教授会</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構成員 本研究科の教育を担当する本学の専任の教授、准教授及び講師 ② 開催状況 年15回程度 ③ 審議事項等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標、中期計画、年度計画に関する事項 (2) 研究及び組織に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 (5) 研究指導等を担当する教員の選考に関する事項 (6) 国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則(平成16年規則第102号)の規定により教授会の議を経るものとされた事項 <p>イ その他の組織体制</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高度教職実践専攻運営委員会 <ol style="list-style-type: none"> ① 構成員 <p>専攻長、専攻長代理、副専攻長、学校マネジメントプログラムの代表及び副代表、教科教育・特別支援教育プログラムの「言語・文化・社会グループ」「自然・生活グループ」「芸術・身体・特別支援グループ」の各グループの代表及び副代表により構成する。学校マネジメントプログラム及び教科教育・特別支援教育プログラムの各グループの代表の任期は1年とし、各グループ会議において選出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 開催状況 年15回程度 ③ 審議事項等 教職大学院の人事、予算、カリキュラム、入試等 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行しているが、高度教職実践専攻運営委員会構成員、任期、及び部会については、より運営しやすいものにするため計画時から若干変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会規則(添付資料⑩)参照(3) ・横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会規則(添付資料⑩)参照(4) <p>高度教職実践専攻運営委員会構成員</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 専攻長 (2) 専攻学校マネジメントプログラムより選出された者 2人 (3) 専攻教科教育・特別支援教育プログラム各グループより選出された者 言語・文化・社会グループ 2人 自然・生活グループ 2人 芸術・身体・特別支援グループ 3人 (4) みなし専任教員のうち、神奈川県内の教育委員会より派遣されている者 (5) その他研究科長又は運営委員会が必要と認めた者

<p>また、運営委員会の下に以下の組織を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試部会 入試問題の作成、入試広報、入試管理等を担当する。 ・実習部会 連携協力校との調整、実習の手引きの作成、学校実習の企画・運営・評価を担当する。また、教育委員会との連携による修了生及び連携協力校のフォローアップについても調整を行う。(みなし専任教員(連携教授)を委員に含む。) ・広報部会 教職大学院のWEB管理、広報誌の作成、連携研修の広報などを担当する。(みなし専任教員(客員教授)を委員に含む。) ・カリキュラム部会 カリキュラムの検討、時間割作成、履修の手引きの作成、eポートフォリオ管理等を担当する。 ・評価部会 自己点検・自己評価、認証評価を担当する。 <p>(2) 横浜国立大学教職大学院諮問会議(教育課程連携協議会) 諮問会議は、年2回程度開催することとし、養成する人材像に関すること、教育のあり方に関すること、カリキュラムに関すること、入試及び広報に関すること、学位授与に関すること、自己点検・評価に関すること、教職大学院と教育委員会との連携に関すること、その他諸課題に関することについて審議する。学校現場の最新の状況を踏まえた教育課程の検討を行うとともに、横浜国立大学教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議する。また、諮問会議内に学習達成度評価委員会を置き、派遣されている現職教員学生の短期履修による修了判定も行う。</p> <p>諮問会議は、次に掲げる委員をもって組織し、諮問会議の委員の過半数は本学以外の者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育学研究科長 (2) 高度教職実践専攻長 (3) 附属学校部長 (4) 教育学研究科高度教職実践専攻を担当する教員のうち、教育学研究科長が指名する者 若干名 (5) 神奈川県教育委員会教育長が推薦する者 若干名 (6) 横浜市教育委員会教育長が推薦する者 若干名 (7) 川崎市教育委員会教育長が推薦する者 若干名 (8) 相模原市教育委員会教育長が推薦する者 若干名 (9) 連携協力校校長のうち、教育学研究科長が指名する者 若干名 (10) 教育学研究科長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会の運営に関する内規(添付資料⑪)参照(3) ・教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会の運営に関する内規(添付資料⑪)参照(4) <p>令和2年度においては2回開催し、前年度よりも意見交換の時間を多く設けることにより、県内教育委員会及び連携協力校の要望把握を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院諮問会議規則(添付資料⑫参照)(3) 令和3年度においては2回開催し、意見交換の時間を多く設けることにより、県内教育委員会及び連携協力校の要望把握を行った。 ・横浜国立大学教職大学院諮問会議規則(添付資料⑬参照)(4)
---	---

⑬ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

認 可 (設 置) 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>ア 大学全体のFDの取組 大学全体の取り組みとして、高大接続・全学教育推進センター教育開発・学修支援部門が主体となり、教育の質の向上のためFD及び授業改善等に向け初任教員研修会、FD・SD合宿研修会、FDシンポジウムを行っている。</p> <p>イ 教職大学院独自のFDの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各授業科目の担当者がチームで授業計画の立案、授業の実施、授業評価を行い、継続的に授業改善を進める。 ・教職大学院独自の授業アンケートを実施し、年に1回、学生を交えた授業に関する懇談会を実施する。 ・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会を実施する。 ・e-learning=遠隔講義に対応するため、eポートフォリオの活用に加え、テレビ会議システム、授業支援システム等の活用を行う。 ・学校実習の指導状況について、「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」、「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ(特別支援教育)」において相互に報告し、必要に応じて指導計画の見直しを行う。 <p>ウ 教職大学院専任教員の研究の質の向上に向けた取組 教育学研究科独自の機関誌「教育デザイン研究」を発行し、研究科の教育研究活動の推進を図ると同時に、実務家教員の実践的研究発表の場を確保する。</p>	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>取り組み内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各授業科目の担当者がチームで授業計画の立案、授業の実施、授業評価を行い、継続的に授業改善を進める。 ・在学生及び修了生に対し、教職大学院独自のアンケートを年に1回実施。 ・年に2回、学生を交えた授業に関する懇談会を実施。(3) ・コロナ禍のため年に1回、学生を交えた授業に関する懇談会を実施。(4) ・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会を実施する。参観した授業はレポートにまとめ、レポートを元に反省会・意見交換を行い、授業を改善する。 ・学校実習の指導状況について、課題研究科目において相互に報告し、必要に応じて指導計画の見直しを行う。 ・教職員で教職大学院の指導観、短期・中期・長期ビジョンの共有等を目的とした勉強会・意見交換会を行う。 <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

⑭ 連携協力校等との連携

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 連携協力する学校名と具体的な連携内容 2021年度学校実習の連携協力校等一覧(添付⑬)のとおり。</p> <p>●学校マネジメントプログラム 学校のミドルリーダーを目指す場合は、現職教員学生が所属する原籍校を、管理職の理解と支援を前提に連携協力校とし学校及び地域の教育課題解決に取り組む。一方、管理職や指導主事を目指す場合は、学校、あるいは教育委員会、教育センター等において地域の教育課題を研究主題として実習に取り組む。</p> <p>●教科教育・特別支援教育プログラム 神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会から合計90名の受け入れに関する調整実施に関する承諾を得ている。また本学附属学校5校からも合計30名の受け入れが確定しており、全体で120名の受け入れが確定している。 また、神奈川県の4教育事務所(県西事務所、県央事務所、中事務所、湘南三浦事務所)と横須賀市教育委員会を介して、県内の市町村教育委員会との連携協定を結ぶと共に、神奈川県内の小学校4校、中学校4校、神奈川県立高等学校6校、神奈川県立特別支援学校4校から連携協力校の承諾を得ている。更に、横浜市内の小中学校については、既に小学校10校、中学校6校から連携協力校の承諾を得ている。</p> <p>以上により、本学附属学校を含め、小学校16校、中学校12校、高等学校6校、特別支援学校4校との連携を確保した。 これらの連携協力校の他、学生が希望する地域、学校種、教科で学校実習が実施できるよう、連携協定を結んだ教育委員会を通して状況に応じた連携協力校を選出していく。</p> <p>イ 連携協力校以外の関係機関(民間企業、関係行政機関、教育センター等)の名称と具体的な連携内容 管理職、指導主事希望者の実習受け入れを行う。 名称については2021年度学校実習の連携協力校等一覧(添付⑬)のとおり。</p> <p>ウ 大学・学部が附属学校を設置している場合の活用方法 教科教育・特別支援教育プログラムの実習受け入れを行う他、附属学校教員特別プログラムの修学の場として活用する。</p>	<p>認可時の計画に新たな連携協力校を加え、履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度学校実習の連携協力校等一覧(添付⑬)参照(3) ・2022年度学校実習の連携協力校等一覧(添付⑬)参照(4) <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <p>認可時の計画どおりに履行している。</p>

⑮ 実習の具体的計画

認可（設置）時の計画	履行状況
<p>ア 実習計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習目標 ・実習単位 ・具体的な実習内容、教育上の効果 ・実習施設に求める要件 ・実習期間・時間 ・学生の配置人数等 <p>以下のとおり</p> <p>●学校マネジメントプログラム</p> <p>○教育課題発見実地研究(第1-2ターム不定期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のミドルリーダー、管理職、指導主事等の役割や業務から課題を発見し、それに対応した実習内容を個別に調整する。 <p>ミドルリーダー:所属する学校における教育実践上の課題を研究主題に設定し、学校で実習を行う 管理職:学校や地域の教育課題を研究主題に設定し、学校、教育委員会等で実習を行う 指導主事:担当する学校や地域の教育課題を研究主題に設定し、教育委員会、教育センター、学校等で実習を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間60時間実施する。1日6時間×10日(合計60時間)*事前・事後指導を含む ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する ・2単位、免除なし <p>○教育課題解決実地研究(第3-5ターム不定期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のミドルリーダー、管理職、指導主事等の役割や業務から発見した課題について、課題解決につながる取組を企画、構想し、具体的な取組を実施、評価する。 <p>ミドルリーダー:所属する学校において課題解決のための実践と評価を行う 管理職:学校や教育委員会、教育センター等において課題解決のための実践と評価を行う 指導主事:教育委員会、教育センター、担当する学校等において課題解決のための実践と評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間60時間実施する。1日6時間×10日(合計60時間)*事前・事後指導を含む ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する ・2単位、免除なし 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭)参照(3) ・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭)参照(4)

○教職専門実地研究Ⅲ

- ・現職教員学生のうち、実習科目の免除が認められなかった学生が履修する。
- ・自らの教育実践を振り返り、理論と結びつけながら、授業等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・自らの授業力量を高める取り組みだけでなく、校内の教師の関係性を構築し、校内に同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与できるようにする。
- ・年間180時間実施する。1日6時間×30日(合計180時間) * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・6単位、免除あり

●教科教育・特別支援教育プログラム

○教職専門実地研究Ⅰ

- ・定期的な授業観察及び参加を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、指導計画、指導案の作成、授業実践等を行い、リフレクションを行う。
- ・事前指導で実習計画を作成する。
- ・連携協力校の授業を観察する。
- ・単元を通じた指導案を作成し、授業の実習に取り組む。
- ・定期的に、授業研究会をおこなう。必要に応じて学校で撮影した授業映像を持ち寄り、カンファレンスを行う。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日(合計150時間) * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・5単位、免除なし

○特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ

- ・定期的な授業や諸活動の観察及び参加(チームティーチングの実践)を通して、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や方法の改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、個別の指導計画の作成・実施・改善の取り組みの実際を経験し、リフレクションを行う。
- ・事前指導で実習計画を作成する。
- ・連携協力校の授業や諸活動を観察する。
- ・定期的に、授業研究会をおこなう。必要に応じて学校で撮影した授業映像を持ち寄り、カンファレンスを行う。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日(合計150時間) * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・5単位、免除なし

○教職専門実地研究Ⅱ

- ・教職専門実地研究Ⅰの内容に加え、1年を通して授業、学級・学年経営や学校経営に携わり、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題(研究課題)解決に向けた教育実践等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や学級経営、児童・生徒指導、学校行事等の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・授業の実習だけでなく、担任として学級経営も担当する。
- ・学校の様々な業務を担当し、職員会議などの各種会議や研究授業にも参加する。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日(合計150時間) * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・5単位、免除なし

○特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ

- ・教職専門実地研究Ⅰ(特別支援教育)の内容に加え、1年を通して授業等、学級・学部経営や学校経営に携わり、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題(研究課題)解決に向けた教育実践等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や諸活動、学級経営、児童・生徒指導、学校行事等の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・授業の実習だけでなく、担任として学級経営も担当する。
- ・学校の様々な業務を担当し、職員会議などの各種会議や研究授業にも参加する。
- ・年間150時間実施する。1日6時間×25日(合計150時間) * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・免除なし

○授業改善実地研究

- ・現職教員学生が履修する。
- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題(研究課題)解決に向けた授業等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・自らの授業力量を高める取り組みだけでなく、校内の教師の関係性を構築し、校内に同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与できるようにする。
- ・年間60時間実施する。1日6時間×10日(合計60時間) * 事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・2単位、免除なし

○特別支援教育授業改善実地研究

- 現職教員学生が履修する。
- ・自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題(研究課題)解決に向けた授業等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や諸活動の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・自らの授業力量を高める取り組みだけでなく、校内の教師の関係性を構築し、校内に同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与できるようにする。
- ・年間60時間実施する。1日6時間×10日(合計60時間) *事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・2単位、免除なし

○教職専門実地研究Ⅳ

- 現職教員学生のうち、実習科目の免除が認められなかった学生が履修する。
- ・定期的な授業観察及び参加を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、指導計画、指導案の作成、授業実践等を行い、リフレクションを行う。
- ・事前指導で実習計画を作成する。
- ・連携協力校の授業を観察する。
- ・単元を通じた指導案を作成し、授業の実習に取り組む。
- ・定期的に、授業研究会をおこなう。必要に応じて学校で撮影した授業映像を持ち寄り、カンファレンスを行う。
- ・年間240時間実施する。1日6時間×40日(合計240時間) *事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・8単位、免除あり

●附属学校教員特別プログラム

○教職専門実地研究Ⅴ

- 現職教員学生のうち、実習科目の免除が認められなかった学生が履修する。
- ・定期的な授業観察及び参加を通して、授業改善に関わる課題を明確化し、観察及び学習成果を元に、指導計画、指導案の作成、授業実践等を行い、リフレクションを行う。
- ・1年を通して授業等、学級・学部経営や学校経営に携わり、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、教育実践等の在り方を分析する。
- ・定期的に、授業や諸活動、学級経営、児童・生徒指導、学校行事等の映像を持ち寄り、教員と学生でカンファレンスを行う。
- ・授業の実習だけでなく、担任として学級経営も担当する。
- ・学校の様々な業務を担当し、職員会議などの各種会議や研究授業にも参加する。
- ・年間300時間実施する。1日6時間×50日(合計300時間) *事前・事後指導を含む
- ・研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する
- ・10単位、免除あり

イ 実習指導体制と方法

- ・巡回指導計画

研究者教員と実務家教員による複数での指導が前提となるが、研究者教員のうち実務経験を有する教員16名は、「各専門的研究的学び」を超えて、教育方法、生徒指導・生徒理解、学級・学年・学校マネジメント、更には教師の資質能力論まで、「理論と実践を融合する」かたちで、「実践内容の意味付けや構造化」を図り、実習活動の俯瞰性を高め、「横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード」(再掲、付属資料4:横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダード改訂版)に基づいた指導を行うという役割を担う。また、学校マネジメントプログラムに所属する専任の実務家教員や各プログラムには所属しない実務家教員であるみなし専任教員が、補充するなど、柔軟な対応をとる。これらの実務家教員は、教員経験に加え、指導主事、管理職等の経験があり、教科を超えた指導が可能である。

○教育課題発見実地研究

- ・学校組織・課題分析時の訪問(月2回以上)

○教育課題解決実地研究

- ・課題解決取組実施時における実習担当大学教員による訪問(月2回程度)

○教職専門実地研究Ⅰ、特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ

- ・実習担当大学教員による授業実習時の訪問(週1回程度)

○教職専門実地研究Ⅱ、特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ

- ・実習担当大学教員による定期的な訪問(週1回程度)

○教職専門実地研究Ⅲ～Ⅴ

- ・実習担当大学教員による定期的な訪問(週1回程度)

○授業改善実地研究、特別支援教育授業改善実地研究

- ・実習担当大学教員による定期的な訪問(週1回程度)

- ・実習担当教員ごとに勤務モデル等

- ・実習計画全体が掌握できる年間スケジュール

- ・各班のスケジュール表

- ・各段階における学生へのフィードバック、

- ・アドバイスの方法等

以下のとおり

認可時の計画どおりに履行している。

・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭, p.17)参照(3)

・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭, p.14,18)参照(4)

・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭, p.21)参照(3)

・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭, p.19)参照(4)

○教育課題発見実地研究

実習担当大学教員は、学生から学校組織・行政組織等の課題の分析状況の報告を受けるとともに、学生への指導助言、活動の実現に向けての管理職との協議、学生の活動見学などを行う。設計の際は、学校課題研究とのコーディネートを行いつつ、学生への指導助言を行う。実施の際は、実施の様子を観察しつつ、状況に応じて専門的知識の提供・支援も行う。また、大学院では学生の形成的評価の指導・助言を行う。評価の際は、学生が集めたデータ分析の指導・助言を行う。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導: 予想される課題の分析、実習の計画立案
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回 = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導: 実習の状況把握、課題発見の方法など
- ◆実習中の指導(実習先) 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校等での指導: 実習の観察、実習担当教員を交えたディスカッション
- ◆学校課題解決研究 I
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○教育課題解決実地研究

実習担当大学教員は課題解決に向けた具体的取組の事前相談や実践の際に実習先に訪問する。学生から取り組みの進捗状況の報告を受けるとともに、学生への指導助言、校長・管理職等との協議、学生の活動見学などを行う。実践を学生とともに省察し、課題解決への具体的取組について指導する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導: 課題解決の方法の検討と計画立案
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習中の大学院での対面指導: 実習の状況把握、課題解決の方法の具体化
- ◆実習中の指導(実習先) 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校等での指導: 実習の観察、実習担当教員を交えたディスカッション
- ◆学校課題解決研究 II
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習後の大学院での対面指導

○教職専門実地研究 I、特別支援教育教職専門実地研究 I

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般の指導(指導案の作成等、授業についての指導・助言、授業の省察)を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導: 実習計画の作成時の指導
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回(月に1回) = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導: 指導案作成時の指導、授業の振り返り時の指導
- ◆実習中の指導(実習校) 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導: 授業の観察、振り返り時の指導
- ◆学校課題解決研究 I
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○教職専門実地研究 II、特別支援教育教職専門実地研究 II

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般(授業、学級経営、学年経営、校務分掌など教師生活に関わるもの)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導: 実習計画作成時の指導
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回(月に1回) = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導: 学級・学年経営、授業、校務分掌などの計画作成時の指導
- ◆実習中の指導(実習校) 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導: 学級・学年経営、授業、校務分掌の観察、振り返り時の指導
- ◆学校課題解決研究 II
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○教職専門実地研究 III

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般(授業デザイン、授業の省察など)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習前の大学院での対面指導: 実習計画作成時の指導
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回(月に1回) = 12時間
 - ・実習中の大学院での対面指導: 実習状況の把握、授業の省察などの指導
- ◆実習中の指導(実習校) 訪問時に状況に応じて実施
 - ・実習校での指導: 授業の観察及び省察、授業デザインなどの指導
- ◆学校課題解決研究 I・II
 - ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
 - ・実習の振り返り

○教職専門実地研究Ⅳ

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般(指導計画、指導案の作成、授業実践など)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
- ・実習前の大学院での対面指導:実習計画作成時の指導
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回(月に1回)= 12時間
- ・実習中の大学院での対面指導:実習状況の把握、指導計画、指導案作成などの指導
- ◆実習中の指導(実習校)訪問時に状況に応じて実施
- ・実習校での指導:授業の観察、授業実践の省察などの指導
- ◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ
- ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
- ・実習の振り返り

○教職専門実地研究Ⅴ

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般(授業実践、学級・学部経営や学校経営など)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
- ・実習前の大学院での対面指導:実習計画作成時の指導
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回(月に2回)= 12時間
- ・実習中の大学院での対面指導:実習状況の把握、授業や学級・学部経営や学校経営などの指導
- ◆実習中の指導(実習校)訪問時に状況に応じて実施
- ・実習校での指導:授業の観察、学級・学部経営や学校経営の省察などの指導
- ◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ
- ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
- ・実習の振り返り

○授業改善実地研究、特別支援教育授業改善実地研究

実習担当大学教員は、学生の報告を受け、実習全般(教材開発、カリキュラム改善、授業研究の方法等の取り組みなど)の指導を行う。また、その際は実習校の教員と連携・協力し、実践・理論の往還を意識して実施する。詳細は次の通りである。

- ◆事前指導 2時間 × 2回 = 4時間
- ・実習前の大学院での対面指導:課題の分析、教材開発、授業デザイン等の指導
- ◆実習中の指導(大学院) 2時間 × 6回(月に1回)= 12時間
- ・実習中の大学院での対面指導:授業デザイン、評価等の指導
- ◆実習中の指導(実習校)訪問時に状況に応じて実施
- ・実習校での指導:授業の観察、振り返り時の指導
- ◆学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ
- ・月に1回実習の報告
- ◆事後指導 2時間 × 2回 = 4時間
- ・実習の振り返り
- ・学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

・実習中は文字情報だけではなく、映像や画像など、あらゆる角度から記録を行う。

・実習中は、毎日上記記録をまとめて日誌を作成する。これらの記録は、eポートフォリオ上で行い、eポートフォリオに蓄積する。他の学生とも共有され、情報交換やコメントを付け合うことができる。「学校課題解決研究Ⅰ・Ⅱ」においても利用される。

・最終的なリフレクションは、これまでの日誌や記録した映像や画像を用いて作成する

・問題対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会の設置等

○実習部会

連携協力校との調整、実習の手引きの作成、学校実習の企画・運営・評価を担当する。また、教育委員会との連携による修生生及び連携協力校のフォローアップについても調整を行う。

・学生へのオリエンテーションの内容、方法
記載なし

ウ 施設との連携体制と方法

- ・施設との連携の具体的方法、内容
- ・相互の指導者の連絡会議設置の予定等
- ・大学と実習施設との緊急連絡体制
- ・各施設での指導者の配置状況
- ・実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等

以下のとおり

高度教職実践専攻内に「実習・附属部会」を設置し、実習の方法・対応等を行っている。

・教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会の運営に関する内規(添付資料⑩)参照(3)

・教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会の運営に関する内規(添付資料⑩)参照(4)

第1ターム(4月～5月)を学校実習事前指導期間とし、実務家教員を講師に迎え、ガイダンス、指導案の作成指導、課題研究科目との関連性の説明、実習計画の作成、授業参観及び授業分析の方法について十分な指導を行っている。

・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭, p.20)参照(3)

・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭, p.18)参照(4)

認可時の計画どおりに履行している。

・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭)参照(3)

・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭)参照(4)

学校実習科目においては、連携協力校、連携協力機関における実習担当教員と、実習担当大学教員が密に連絡をとり、相互に協力して実習指導に当たることにより、実習水準を確保する。管理職及び実習担当教員と、実習担当大学教員が協議しながら、相互に協力して実習指導に当たることにより、実習水準を確保する。具体的には、連携協力校における実習担当教員、実習担当大学教員が(状況に応じて管理職も)、実習前には、実習の計画について調整を行い、実習中は巡回指導時に実習状況について情報共有を行う。実習後には、実習の結果について協議を行う。

エ 単位認定等評価方法

- ・各施設での学生の評価方法
 - ・各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携
 - ・大学における単位認定方法
- } 以下のとおり

○教育課題発見実地研究

・学校組織や行政機関等の課題の発見・分析、解決策の設計の各セクションについて それぞれ評価を行い、フィードバックする。学生の実習でのeポートフォリオ(課題分析、計画、実施記録、結果の分析など)や本人との面談、実習先の教員や管理職から聞き取り、リフレクション等をもとに評価を行い、単位を認定する。

○学校課題解決実地研究

・学生の実習でのeポートフォリオ(学校組織や行政機関等の課題分析、解決計画、実践、記録、結果の分析など)の記録、最終レポートをもとに評価する。本人との面談、管理職等からの聞き取りを行い、リフレクション等をもとに評価を行い、単位を認定する。

○教職専門実地研究Ⅰ、特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ

・学生の実習でのeポートフォリオ(児童・生徒の実態記録、実施授業の指導案、授業記録など)や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価し、単位を認定する。

・この実習の評価に基づいて、「教職専門実地研究Ⅱ」の実施可否を判断する。

○教職専門実地研究Ⅱ、特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ

・学生の実習でのeポートフォリオ(児童・生徒の実態記録、学級・学年経営、学校行事、校務分掌の記録、実施授業の指導案、授業記録など)や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価を行い、単位を認定する。

○教職専門実地研究Ⅲ～Ⅴ

・学生の実習でのeポートフォリオ(児童・生徒の実態記録、学級・学年経営、学校行事、校務分掌の記録、実施授業の指導案、授業記録など)や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価を行い、単位を認定する。

○授業改善実地研究、特別支援教育授業改善実地研究

・学生の実習でのeポートフォリオ(教材開発、カリキュラム改善、授業研究の方法等の取り組みなど)や本人との面談等、また、実習校の指導教員からの聞き取りにより評価を行い、単位を認定する。

認可時の計画どおりに履行している。

・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭)参照

・2021年度横浜国立大学教職大学院シラバス(資料⑮)参照(3)

・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き(資料⑭)参照

・2022年度横浜国立大学教職大学院シラバス(資料⑮)参照(4)

4 教育委員会等との調整内容の履行状況

認可（設置）時の計画	履 行 状 況
<p>ア 養成する人材像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする学生層(現職教員学生と学部新卒者)と規模 ●現職教員学生 教科の授業等への指導助言を適切に行うことのできる専門性を有する人材、国や地方の教育動向、教育法規等の幅広い知識やマネジメント能力を有する人材や、特別支援教育のニーズの高まりにおいて、特別支援学校や特別支援学級のみならず、一般学級においても特別支援教育の専門的なノウハウを有する人材 ●学部新卒学生 確かな学力を育む教科教育の専門性と様々な教育活動を支える理論に基づいた幅広い知識を持つなど、若い世代の教員においても一定程度の力量を備え、学校づくりの一員として活躍できる新人教員 ・教育委員会から推薦を受ける現職教員の派遣要件 教員免許状(一種)を有し、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験などを有する者という出願要件に加え、授業研究や教材開発、学級・学年経営等に関する実務経験及び実践研究に関する業績等を持ち、将来、学校の管理職や教育委員会の指導主事として重要な役割を果たすことが期待される者や学校の教育活動において中核的役割を果たすことが期待される現職教員とする。 <p>イ 教育課程・教育方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラム編成 <p>以下に示すカリキュラム・ポリシーに基づき、神奈川のスクールリーダーとして求められる基盤的な学修として「共通科目」(共通5領域、「神奈川の教育課題」に関する科目を含む)を置き、その共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育むため「プログラム共通選択科目」及び「プログラム別選択科目」を設定した。学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付けるため「学校実習科目」を置くとともに、学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組み教育実践研究を進める能力を身に付けるため「課題研究」を設定した。さらに現行の横浜国立大学教職大学院教員養成・育成スタンダードを見直し、より地域が求める教員養成・育成の在り方を反映させるために、県内4教育委員会の育成指標の観点をすべて網羅するよう改訂し、新スタンダードに基づき教育課程を検討し策定した。</p> <p><カリキュラム・ポリシー></p> <p>学校マネジメントを担い学校や地域の教育活動においてリーダーとなる教員(スクールリーダー)を育成する「学校マネジメントプログラム」と、確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員を養成する「教科教育・特別支援教育プログラム」の二つのプログラムを設定し、理論と実践の往還に基づいた学修を基本とし、次のような共通科目、選択科目、学校実習科目及び課題研究により教育課程を編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通科目においては、必置の共通5領域の中に、地域の教育課題についての理解を深め、実践力を培うことを目的とした科目である「神奈川の教育課題」の科目を設定し、神奈川のスクールリーダーとして求められる基盤的な学修を行う。 2 プログラム共通選択科目とプログラム別選択科目に区分される選択科目において、共通科目の各授業を土台として学生一人一人の専門性や課題意識に応じて学修を深め、高度な研究能力を育む。 3 学校実習科目において、学校における教育活動や実務全般について総合的に体験し、授業や学級経営に関する基本的なスキル等を身に付ける。 4 課題研究を必修とし、学生自らが学校現場から課題を見だし、その改善や解決に取り組むとともに教育実践研究を進める能力を身に付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・実践的で新しい教育方法の開発・導入の方策 各授業科目は、講義での理論的整理、演習での事例研究やワークショップ、連携協力校での実証授業や参与観察等で構成し、分析・省察を通じた理論的裏付けに基づく知見の整理といった往還の過程をたどることで理論と実践の融合を図る。学生の主体的・能動的な学びを重視し、グループ討議、ワークショップ、シミュレーション、事例研究、模擬授業等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。また授業では、連携協力校に加え、先進的、特色のある取り組みを行っている学校において、フィールドワーク、授業観察・分析を行う。その他、ICTを積極的に活用し、反転学習等のブレンディッド・ラーニングも導入する。発展的な学修として、教員と学生が協力して、教育課題の解決方法を探るプロジェクト研究を行うことにも取り組む。 ・デマンド・サイドの意見・ニーズが反映される教育課程等の改善のシステム 教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議する教職大学院諮問会議(教育課程連携協議会)を設置し、連携協力校校長のうち、教育学研究科長が指名する者(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等各種から1名程度)の委員を配し、教育委員会、連携協力校等とともに、教職大学院の全般について協議と評価を行い、デマンド・サイドの意見・ニーズを踏まえて、教育課程を改善するシステムが構築されている。 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②)参照 ・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②)参照 ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4)参照(4) <p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②)参照 ・横浜国立大学教員養成・育成スタンダード(添付資料③)参照 ・2021年度(令和3年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②)参照 ・横浜国立大学教員養成・育成スタンダード(添付資料③)参照 ・2022年度(令和4年度)横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 (添付資料⑤-1～⑤-4)参照(4)
<p>ウ 履修形態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職教員学生が職務に従事しながら履修する場合における昼夜開講制等の配慮・工夫の方策 	<p>認可時の計画どおりに履行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照 ・2021年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.11)参照(3) ・横浜国立大学教職大学院パンフレット(添付資料①p.4)参照 ・2022年度横浜国立大学教職大学院履修の手引き(添付資料②p.11)参照(4)

●学校マネジメントプログラム

県内教育委員会からの現職教員派遣について、県内教育委員会からの強い要望により現職教員の履修の便宜等に配慮し、10年以上の教職経験並びに2校以上の学校現場経験を有する者のうち、学校実習科目6単位分を免除することのできる教職経験をもつ者については、審査の上、短期履修(1年)を認める。

●教科教育・特別支援教育プログラム

現職教員や附属学校教員が勤務しながら無理なく学ぶことができる長期履修制度の導入、実習科目免除、長期休業期間中の開講、夜間開講、土日祝日開講、e-learning等を行う。

また、「大学院設置基準」第14条の特例(現職教員の教育方法の特例)を活用し、1年次はフルタイムで就学し、2年次は在籍校に勤務しながら夜間・休日等において単位修得、課題研究の指導を受ける制度を設ける。

●附属学校教員特別プログラム

実習科目免除と長期履修制度を活用し、通学での履修を最小限にとどめ、通常、通学が必要とされる授業期間においても通学せずに修了できる学修環境を整え、指導体制としても所属する附属学校の校長と附属学校の研究に関わる研究者教員等が指導教員となり、学校現場において効率的に指導を行うことのできる体制を整える。

エ 教員組織について

- ・理論と実践の融合が担保される教員組織の全体構成

本専攻は、「教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項について」に基づき、教育課程編成上は特定の教科は扱っておらず、特別支援教育を含んだ条件により、専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数は13名となる。ただし、各プログラムの教育責任を明確にするため、48名の専任教員を配置する。専任教員のうち、実務家教員として10名をカウントしているが、研究者教員の38名のうち16名は実務経験を有しており、学校現場での活動実績が直近の1年以内を含めて定常的にあり、最新の教育事情を踏まえ、教育実践に関する高い指導力を持っていることがピアレビューによって評価された者である。研究者教員においても、十分な実務経験を併せ持つ教員を配置することで、理論と実践の往還を実現できる。

実務家教員のうち、みなし専任教員は6名、うち3名は神奈川県、横浜市、川崎市からの現職指導主事の派遣であり、連携により教育内容・方法の改善や指導体制の充実を図っている。他の3名は、教育委員会、学校管理職等を歴任した退職者である。また、学部との一貫性確保のために、新たに教科教育・特別支援教育プログラムを担当する専任教員35名は、学部とのダブルカウントとなる。更に、28名を兼任教員とする。

今回の、教育学研究科の組織改編により教職大学院の定員が増加するため、専任教員と兼任教員については、修士課程から異動することとなる。既に研究科担当にある教員は教育学研究科担当教員選考手続きを経て、研究科での指導能力を認められているが、実践の経験を有する教員にあっては教育実践に関する教育業績を有すること、もしくは教科内容に関する業績を有する教員にあっては、教育実践に関する研究業績と実践業績を有することにより、実践者としての学びと研究能力、両者の学修保障となる。そこで、教職大学院専任教員基準を策定し、更に、基準を満たすかどうかを確認するために、教員相互の業績審査(ピアレビュー)を実施した。故に、学校現場等での実務経験や教育実践に関する研究業績を有している教員のみが専任教員となっており、高度な専門的・実践的な力量を備え、知見を理論化していくことが可能である。

学校マネジメントプログラムは、9名の専任教員が担当し、教科教育・特別支援教育プログラムは、「言語・文化・社会グループ」「自然・生活グループ」「芸術・身体・特別支援グループ」の3つのグループで編成し、専任教員33名をそれぞれに配置する。実務家教員であるみなし専任教員は各プログラムには所属せず、2つのプログラムにおける指導を横断的に担当する。うち3名の現職指導主事の派遣教員は教育委員会との連携の充実のための客員教授として、他の3名は連携協力校等との連携協力を密にするための連携教授として、それぞれの専門分野に関わる科目を担当する。

- ・実務家教員に求める教職経験の内容、資質等

実務家教員は、実務経験が概ね20年程度あり、担当授業科目の内容に関する専門分野での実務経験が概ね5年以上あり、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とする。

- ・都道府県等の教育センターの専門的職員の活用・協力

実務家教員であるみなし専任教員のうち3名は神奈川県、横浜市、川崎市からの現職指導主事の派遣であり、教育委員会との連携の充実のための客員教授として、それぞれの専門分野に関わる科目を担当する。こうした連携により教育内容・方法の改善や指導体制の充実を図っている。更に、その専門性を生かし、教職大学院と県内の教育委員会が連携して行う研修の実施調整等、運営への協力を得る。

- ・実務家教員の質確保にかかる継続的な採用の方策

教職大学院諮問会議において、みなし専任教員の計画的な派遣を協議するとともに、専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有する現職教員に関する情報交換を継続的に行うことによって、実務家教員の確保に努める。また、教職大学院スタッフによる共同研究に継続的取り組みることによって、実務家教員の研究力量の向上を図り、研究成果を授業に活かすようにする。

更に、博士人材の育成を東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程との接続を考慮して実現していくと同時に日本型Ed.Dをも見据えた指導を視野に入れた取り組みを進める。例えば、教職大学院、指導主事、教職大学院みなし専任、管理職、博士課程(日本型Ed.D)を経るなどして、教職大学院教員などへのキャリア形成の実現を目指す。このための教育学術論文の作成指導の体制を整える。

オ 連携協力校の在り方について

- ・連携協力校設定の考え方

認可時の計画どおりに履行している。(3)

研究者教員が1名(うち実務の経験がある教員1名)減となったが、実務家教員1名を増員した。(4)

認可時の計画どおりに履行している。

学校実習は、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との連携協力のもと選定された学校及び本学附属学校、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて派遣される現職教員学生の実習校を、管理職の理解と支援を前提に連携協力校とし、これらの連携協力校で実施する。

●学校マネジメントプログラム

神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との連携協力により、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて現職教員学生が派遣される。「教育課題発見実地研究」「教育課題解決実地研究」の実習科目において、学校の中核リーダーを目指す場合は、現職教員学生が所属する原籍校を、管理職の理解と支援を前提に連携協力校とし学校及び地域の教育課題解決に取り組む。一方、管理職や指導主事を目指す場合は、学校、あるいは教育委員会、教育センター等において地域の教育課題を研究主題として実習に取り組むこととし、実習の受入についての承諾を得ている。連携協力校の期間は学生の大学院在籍期間も含め、2年程度とする。その際、学生個人の学びを支援するだけでなく、学校全体を支援することが前提となることにも、さらに地域全体に波及効果を及ぼすことができるよう、必要に応じて、近隣学校等の教員も参加できるような研修の場も工夫する。

●教科教育・特別支援教育プログラム

教職大学院設置以来、県内教育委員会及び学校との連携協力体制が確立されているが、更に連携体制を拡大し、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会から合計90名の受け入れに関する調整実施に関する承諾を得ている。また本学附属学校5校からも合計30名の受け入れが確定しており、全体で120名の受け入れが確定している。また、神奈川県内の4教育事務所（県西事務所、県央事務所、中事務所、湘南三浦事務所）と横須賀市教育委員会を介して、県内の市町村教育委員会との連携協定を結ぶと共に、神奈川県内の小学校4校、中学校4校、神奈川県立高等学校6校、神奈川県立特別支援学校4校から連携協力校の承諾を得ている。更に、横浜市内の小中学校については、既に小学校10校、中学校6校から連携協力校の承諾を得ている。

以上により、本学附属学校を含め、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会との連携協力により、小学校16校、中学校12校、高等学校6校、特別支援学校4校との連携を確保した。また、各教育委員会が重視する教育課題や人事構想等に基づいて派遣される現職教員学生の実習校を、管理職の理解と支援を前提に、原則として連携協力校とする。

連携協力校は、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会からの推薦により、学校及び地域の教育課題に取り組んでいる学校、特色のある取り組みを実施している学校等を選定する。更に、附属鎌倉小学校、附属鎌倉中学校、附属横浜小学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校においても実習校として、各校の特色ある取り組みに応じた「連携協力校」の役割を負うこととする。

・具体的な連携協力内容

●学校マネジメントプログラム

学校マネジメントプログラムでは、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の養成を行うことを目的としている。そこで、「教職専門実地研究Ⅲ」、「教育課題発見実地研究」、「教育課題解決実地研究」を通して、学校の中核リーダー、管理職、指導主事等のいずれかを視野に入れた研究計画を立案し、それに対応した実習内容を個別に調整する。これまでの教職キャリアを省察し、学校あるいは教育委員会、教育センター等における教育実践上の課題を探索する中で自己の研究テーマを設定し、理論を基に課題解決のための計画を立て、解決に向けた実践に取り組む。

●教科教育・特別支援教育プログラム

教科教育・特別支援教育プログラムでは、確かな学力の育成とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を行う教科教育領域と特別支援教育の充実を図ることを目的としている。学部新卒学生は、「教職専門実地研究Ⅰ（特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ）」で、単元を通じた指導計画を立案、児童生徒の実態を踏まえた学習指導案の作成、授業においては、児童生徒の姿に応じて柔軟に実践ができ、授業後には、毎時間の児童生徒の学びを省察し、理論と実践を結びつけながら授業の改善ができるようになることを目指す。「教職専門実地研究Ⅱ（特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ）」では、担任教師としての自律した授業、学級経営、学年経営や校務分掌など学校経営に関する在り方や役割を考えることができ、若手教師として校内で中心的存在になることを目指す。現職教員学生は、「教職専門実地研究Ⅳ」「授業改善実地研究（特別支援教育授業改善実地研究）」では、自らの実習を記録し、理論と結びつけながら、学校課題（研究課題）解決に向けた授業等の在り方を分析する。また校内の教師の関係性を構築し、校内に同僚性の基盤を作り、授業改善の取組を促進することにも寄与することを目指す。

・毎年度継続して連携協力校等を確保できる方策

教職大学院諮問会議において、連携協力校について継続的に協議し、毎年度の入学生に応じた連携協力校を確保する。

カ 実習の在り方について

- ・設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた、実習校の学校種、規模、立地条件に応じた実習先の考え方

認可時の計画どおりに履行している。

- ・2021年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き（資料⑭）参照（3）
- ・2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き（資料⑭）参照（4）

教職大学院設置以来、県内教育委員会及び学校との連携協力体制が確立されているが、更に連携体制を拡大し、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会から合計90名の受け入れに関する調整実施に関する承諾を得、調整を行うことになっている。なお、本学附属学校5校からも合計30名の受け入れが確定しており、全体で120名の受け入れが確定している。また、現職教員学生は、原則として所属する原籍校あるいは附属学校を連携協力校とする。

連携協力校の選定にあたっては、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、相模原市教育委員会からの推薦により、学校及び地域の教育課題に取り組んでいる学校、特色のある取り組みを実施している学校等を選定する。既に、県内の教育委員会と連携して調整を開始し、神奈川県の4教育事務所（県西事務所、県央事務所、中事務所、湘南三浦事務所）と横須賀市教育委員会を介して、県内の市町村教育委員会との連携協定を結ぶと共に、神奈川県の小学校4校、中学校4校、神奈川県立高等学校6校、神奈川県立特別支援学校4校から連携協力校が決定している。更に、横浜市内の小中学校については、既に小学校10校、中学校6校の連携協力校も調整済みである。また、学校マネジメントプログラムにおいて、現職教員学生が管理職や指導主事を目指す場合は、学校、あるいは教育委員会、教育センター等において地域の教育課題を研究主題として実習に取り組むこととし、教育委員会、教育センター等における実習の受入についても調整を行った。

これらの連携協力校の他、学生が希望する地域、学校種、教科で学校実習が実施できるよう、連携協定を結んだ教育委員会を通して状況に応じた連携協力校を選出していく。また、今後も、校長会等を通して、連携協力校の依頼を継続して行う。

- ・学生層（現職教員・学部新卒者）に応じた実習校の学校種、実習内容、実施年次の考え方

学部新卒生は、1年次に「教職専門実地研究Ⅰ（特別支援教育教職専門実地研究Ⅰ）」、2年次に「教職専門実地研究Ⅱ（特別支援教育教職専門実地研究Ⅱ）」の実習を行う。原則として就職を希望する地域、学校種、教科で実施できるよう配慮する。学部からの特別選抜の学部新卒生は、附属学校と公立学校で1年ずつ実習を行う。現職教員学生については、各自の所属するプログラムや履修方法に応じた学年で実習科目として「教育課題発見実地研究」「教育課題解決実地研究」「授業改善実地研究（特別支援教育授業改善実地研究）」「教職専門実地研究Ⅲ～Ⅴ」を履修し、原則として現職教員学生が所属する原籍校、あるいは附属学校を連携協力校として実習を行う。

キ 教職大学院の管理運営体制

- ・恒常的に教育委員会等デマンド・サイドと密接に連携する方策

教職大学院諮問会議設置し、年2回程度開催、養成する人材像に関する事、教育のあり方に関する事、カリキュラムに関する事、入試及び広報に関する事、学位授与に関する事、自己点検・評価に関する事、教職大学院と教育委員会との連携に関する事、その他諸課題に関する事について審議する。学校現場の最新の状況を踏まえた教育課程の検討を行うとともに、横浜国立大学教職大学院と教育委員会、連携協力校の連携について協議を行い、密接に連携する。

- ・学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムの確立

教育学研究科教授会の下に、高度教職実践専攻運営委員会を置く。高度教職実践専攻運営委員会には委員長を置き、専攻長、専攻長代理、副専攻長、学校マネジメントプログラムの代表及び副代表、教科教育・特別支援教育プログラムの「言語・文化・社会グループ」「自然・生活グループ」「芸術・身体・特別支援グループ」の各グループの代表及び副代表により構成する。学校マネジメントプログラム及び教科教育・特別支援教育プログラムの各グループの代表の任期は1年とし、各グループ会議において選出するものとする。高度教職実践専攻運営委員会は、教職大学院の人事、予算、カリキュラム、入試等の事項を審議する。このほか、教職大学院の専任教員全員（みなし専任教員を含む）で構成する「全体会議」を置き協議を行うとともに、全体に関わる事項は研究科教授会において審議を行う。

高度教職実践専攻運営委員会に以下部会を設置する。

- ①入試部会
入試問題の作成、入試広報、入試管理等を担当する。
- ②実習部会
連携協力校との調整、実習の手引きの作成、学校実習の企画・運営・評価を担当する。
また、教育委員会との連携による修了生及び連携協力校のフォローアップについても調整を行う。（みなし専任教員（連携教授）を委員に含む。）
- ③広報部会
教職大学院のWEB管理、広報誌の作成、連携研修の広報などを担当する。（みなし専任教員（客員教授）を委員に含む。）
- ④カリキュラム部会
カリキュラムの検討、時間割作成、履修の手引きの作成、eポートフォリオ管理等を担当する。
- ⑤評価部会
自己点検・自己評価、認証評価を担当する。

ク その他

- ・FD活動への教育委員会等の協力内容

認可時の計画どおりに履行している。

認可時の計画どおりに履行している。

以下のFD活動において、各教育委員会から派遣されたみなし専任教員も参加している。

各授業科目の担当者は、チームで授業計画の立案、授業の実施、授業評価を行い、継続的に授業改善を進める。必要に応じて、各教育センター等の指導主事等を招聘し、授業検討会等を実施し、教員の資質向上に努める。

・自己点検の評価等への取組

評価部会において、毎年度、教職大学院の教育研究に関する自己点検・評価を行う。同部会が実施計画を策定し、カリキュラム部会、実習部会、入試部会の協力を得て、実施、分析を行い、高度教職実践専攻運営委員会において審議する。自己点検・自己評価の内容としては、学生の受け入れ状況、教育課程の編成状況、学修の成果(単位取得率、学位取得率、専修免許状の取得者状況)、FDの実施状況、学生に対する授業アンケートと学生との授業改善に関する懇談会を通じた満足度の把握、修了生に対するアンケートによる大学院の学修と教育実践等との結び付きの度合いなどについて点検・評価し、次年度の改善策に生かすこととする。

・FD活動への教育委員会等の協力内容

・自己点検の評価等への取組

・各授業科目の担当者がチームで授業計画の立案、授業の実施、授業評価を行い、継続的に授業改善を進める。

・在学生及び修了生に対し、教職大学院独自のアンケートを年に1回実施。

・年に2回、学生を交えた授業に関する懇談会を実施。(3)

・**コロナ禍のため年に1回、学生を交えた授業に関する懇談会を実施。(4)**

・年間2回、授業の相互参観及び授業研究会を実施する。参観した授業はレポートにまとめ、レポートを元に反省会・意見交換を行い、授業を改善する。

・学校実習の指導状況について、課題研究科目において相互に報告し、必要に応じて指導計画の見直しを行う。

・教職員で教職大学院の指導観、短期・中期・長期ビジョンの共有等を目的とした勉強会・意見交換会を行う。(3)

添付資料一覧

- 資料① 横浜国立大学教職大学院パンフレット
- 資料② 2022年度横浜国立大学教職大学院（教育学研究科高度教職実践専攻）履修の手引き
- 資料③ 横浜国立大学教員養成・育成スタンダード
- 資料④ 専任教員授業担当科目一覧
- 資料⑤ -1 2022年度（令和4年度）横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 学校マネジメントプログラム 【派遣教員選抜】
- 資料⑤ -2 2022年度（令和4年度）横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 教科教育・特別支援教育プログラム 【一般選抜】・【現職教員選抜】
- 資料⑤ -3 2022年度（令和4年度）横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 教科教育・特別支援教育プログラム 【学内特別選抜】・【連携大学特別選抜】
- 資料⑤ -4 2022年度（令和4年度）横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 学生募集要項 附属学校教員特別プログラム 【附属学校教員特別選抜】
- 資料⑥ 2022年度横浜国立大学教職大学院（教育学研究科高度教職実践専攻）授業時間割表
- 資料⑦ 2022年度横浜国立大学教職大学院 遠隔授業実施科目一覧
- 資料⑧ 横浜国立大学大学院学則
- 資料⑨ 横浜国立大学学則
- 資料⑩ 横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会規則
- 資料⑪ 教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会の運営に関する内規
- 資料⑫ 横浜国立大学教職大学院諮問会議規則
- 資料⑬ 2022年度学校実習の連携協力校等一覧
- 資料⑭ 2022年度横浜国立大学・教職大学院実習の手引き
- 資料⑮ 2022年度横浜国立大学教職大学院シラバス